

◎新潟県告示第515号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により河川整備計画として、関川水系関川圏域河川整備計画を定めたので、当該河川整備計画（又はその写し）を新潟県土木部河川管理課、上越地域振興局地域整備部及び同局上越東維持管理事務所において縦覧に供する。

令和2年4月21日

新潟県知事 花 角 英 世